

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、早くも確定申告期間が近づいて参ります。今回は、「令和2年度分確定申告の留意点」について西元が担当いたします。

## 令和2年度分確定申告の留意点

### 青色申告特別控除額適用の要件改正

令和元年度分までは、65万円控除又は10万円控除の2種類がありました。

しかし、改正に伴い令和2年度分以降は、65万円、55万円、10万円の3種類となります。

電子申告(e-TAX)することにより、従来通り65万円控除の適用をうけることができますが、紙媒体で申告すると55万円控除適用となります。

	令和元年度分まで	令和2年度分以後
65万円 青色申告 特別控除 適用要件	① 複式簿記での記帳 ② 貸借対照表・損益計算書等の提出 ③ 期限内申告	左記同様+e-TAXによる電子申告または電子帳簿保存

(出典：国税庁 HP ([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32\\_kojogaku\\_change.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf)))

紙媒体で申告されている方は、この機会にぜひ、電子申告に切り替えてみてはいかがでしょうか。

なお、ご自身で電子申告される際はマイナンバーカードとそれを読み取るカードリーダー等あらかじめ準備するものがございます。詳細は国税庁 HP をご確認ください。

### 新型コロナウイルス関連について

令和2年度は新型コロナウイルスに伴い、政府が各種給付金等臨時の対応を行いました。

そこで確定申告に関連する箇所をまとめました。

① 給付金には課税となるものと非課税となるものがございます。全国民へ1人10万円給付された「**特別定額給付金**」。こちらについては**非課税**となります。

一方で、「**持続化給付金**」や「**雇用調整助成金**」、各市町村実施の「**休業協力金**」等については**課税**対象となりますので**収入として計上し確定申告を行います**。

② 中止等となった文化芸術・各種イベント等のチケット払い戻しの放棄については、一定の場合、**寄附金控除**の適用を受けることができます。

一定の要件を満たしたイベント・行事等のチケットについて、払い戻しを受けなかった場合、その払戻しを受けなかった金額については、**寄附とみなされ寄附金控除の適用を受けることができます**。

ただし、すべてのイベント・行事等のチケットが対象ではございませんので、詳細については文化庁 HP をご確認ください。

(文化庁 HP : [https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/2020020601.html#info04](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html#info04))

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350